

議 第 2 4 号
令和8年3月26日提出

熊本市立学校情報セキュリティ対策基準の改訂について

熊本市立学校情報セキュリティ対策基準を別紙のとおり改訂したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提出理由)

現在、GIGA スクール構想のもと、本市でも児童生徒の1人1台端末、1人1アカウント、教育用クラウドの環境が整備され、各学校で活用が進んでいる。教職員や児童生徒が安心してICTを活用するために、熊本市立学校情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を講じているところである。

そこで、児童生徒の学び方や教職員の働き方を取り巻く環境の急速な変化に対応するため、本市の実情に合った熊本市立学校情報セキュリティ対策基準の改訂を行うものである。

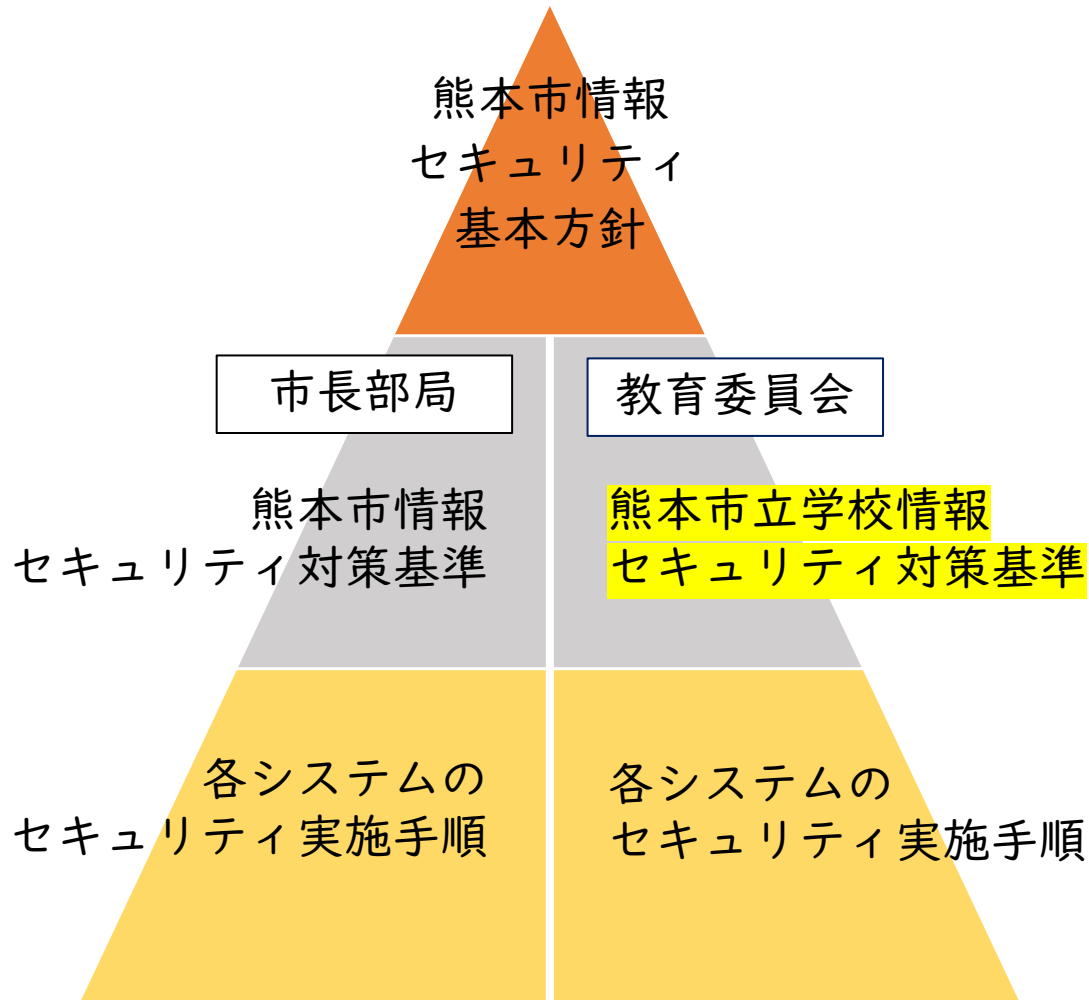
よって、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教育委員会規則第6号)第2条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立学校情報セキュリティ対策基準 の改訂について

令和8年（2026年）3月26日
熊本市教育センター 教育CSIRT

1 学校情報セキュリティ対策基準について



教育現場には、児童生徒や保護者の存在等、地方公共団体のほかの行政事務とは特徴が異なる



熊本市立学校情報セキュリティ対策基準を策定し、令和6年度より施行



教育現場に必要とされる情報セキュリティ対策は変化しており、児童生徒の学びや学校の働き方の変化に合わせて、これまでも随時改訂

2 今回の主な改訂内容

クラウド事業者の責任範囲をより厳格に規定し、児童生徒や保護者の利用実態に合わせた認証の例外規定を設けるなど、実用性とセキュリティの両面で内容を詳細化

- (1) クラウド上の児童生徒・保護者の認証への配慮
- (2) 端末に保存された重要情報の適切な「消去」
- (3) クラウド事業者への要求と契約の厳格化
- (4) クラウド事業者の海外法適用リスクへの評価

3 改訂内容の具体的な変更点

(1) クラウド上の児童生徒・保護者の認証への配慮

パブリッククラウド上で重要な情報（重要性分類Ⅱ以上）を取り扱う際に、児童生徒本人またはその保護者が、**当該児童生徒に関するもののみアクセスする場合は、本人確認を厳格に行う前提で、ID及びパスワードでの認証を許容することに変更**

3-5 教職員が利用する端末や電磁的記録媒体の管理③

6-5 児童生徒におけるID及びパスワード等の管理（2）多要素認証等によるなりすまし対策

8-3 SaaS型パブリッククラウドサービス利用における教職員等の留意点（3）重要性分類に基づく情報管理

⇒ **多要素認証なしで、自分の成績などを閲覧可能に**

3 改訂内容の具体的な変更点

(2) 端末に保存された重要情報の適切な「消去」

重要性分類Ⅱ以上の情報資産（児童生徒本人の情報に限る）を**端末にダウンロードした場合には、目的を達成し次第すみやかに消去を行う等の対策を講じることに変更**

4-2 (22) 学習者用端末及び学習系クラウド利用についての児童生徒への指導事項

⑫重要性分類Ⅱ以上の情報資産（児童生徒本人の情報に限る）の管理

⇒ **通知表データやCBTの結果の返却など、確認後すぐ削除**

原則、閲覧のみでダウンロードしないこと

3 改訂内容の具体的な変更点

(3) クラウド事業者への要求と契約の厳格化

「外部サービス利用」から「**SaaS型パブリッククラウドサービスの利用**」に特化した詳細な内容に変更

8-1 SaaS型パブリッククラウドサービスの利用における情報セキュリティ対策

8-2 SaaS型パブリッククラウド事業者のサービス提供に係るポリシー等に関する事項

⇒ **学校の重要なデータが外部事業者のサーバーに置かれる前提でセキュリティ対策を厳格に評価するため**

3 改訂内容の具体的な変更点

(4) クラウド事業者の海外法適用リスクへの評価

クラウド事業者に対して、国内法以外の法令及び規制が適用される場合には**そのリスクを評価した上で**クラウド事業者を選定しなければならないことを追加変更

8-2 SaaS型パブリッククラウド事業者のサービス提供に係るポリシー等に関する事項

(10) その他留意事項③

⇒ 「日本国内であることを確認する」に追加変更

補足資料

区分	オンプレミス型	IaaS	PaaS	SaaS	
設定	ポリシー	ポリシー	ポリシー	ポリシー	どのサービス形態においても利用者に対応・管理する項目 (※具体的な責任範囲や内容は提供事業者によって異なります。)
	設定	設定	設定	設定	
	端末	端末	端末	端末	
アプリ	データ	データ	データ	データ	
	アプリケーション	アプリケーション	アプリケーション	アプリケーション	
環境	ランタイム	ランタイム	ランタイム	ランタイム	クラウド上でコード・コンテナ・アプリを動かすための実行環境の総称
	ミドルウェア	ミドルウェア	ミドルウェア	ミドルウェア	OSとアプリケーションの間で動き、共通の機能を提供するソフトウェア
	コンテナ管理機能	コンテナ管理機能	コンテナ管理機能	コンテナ管理機能	大量のコンテナを安定して動かすための、自動制御機能の総称
OS	オペレーティングシステム	オペレーティングシステム	オペレーティングシステム	オペレーティングシステム	
仮想化	仮想化ソフトウェア	仮想化ソフトウェア	仮想化ソフトウェア	仮想化ソフトウェア	
	ハードウェア	ハードウェア	ハードウェア	ハードウェア	

利用組織が管理
 クラウド事業者が管理

図表3 クラウドサービスモデル毎の責任分界点

補足資料

- ・ 外部サービス
→ 個人向けの一般サービス。利用規約のみで利用でき、セキュリティ水準は不定。行政の重要情報の利用は禁止。
- ・ SaaS 型パブリッククラウド
→ 組織向けのクラウドアプリ。セキュアな利用を前提に設計され、契約・管理・統制が可能。行政でも利用が進む。

項目	外部サービス（約款サービス）	SaaS 型パブリッククラウド
契約形態	画一的な利用規約（変更不可） [choge-blog.com]	企業向け契約・SLA・管理者機能あり
主な利用者	不特定多数（個人向け）	組織（自治体・企業）
セキュリティ水準	事業者依存で透明性が低い	認証・ログ管理・暗号化等が強化
情報の扱い	機密性2以上の情報は扱えない [choge-blog.com]	条件を満たせば重要情報の扱いも可能
データ保存場所	指定不可（国外の場合も多い）	契約で選択できるケースあり
主な例	Gmail 個人版、Google検索、SNS等	Google Workspace、M365、Salesforce